

新見市週休２日工事実施要領

(趣旨)

第１条 この告示は、建設現場における労働環境改善のため、新見市が発注する建設工事において、週休２日工事を受注者希望型により実施するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第２条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (１) 週休２日 原則として対象期間における土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所することをいう。
- (２) 週休２日工事 週休２日を実施する工事をいう。
- (３) 対象期間 現場着手日（準備工事を除く。）から現場完成日までをいう。なお、対象期間内には、休日である土・日曜日の前後に計６日の開所日を有する連続した８日間の期間を１回以上含むものとする。
- (４) 完全閉所 現場事務所での事務的作業を含む工事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所とすることをいう。
- (５) 通期の週休２日の達成 対象期間における土・日曜日の日数と等しい、休日である土・日曜日の日数（発注者が認めた振替日を含む。）を確保し、現場を完全閉所した場合をいう。
- (６) 月単位の週休２日の達成 通期の週休２日を達成した工事のうち、対象期間が４週間（２８日）以上であり、かつ、振替日を設定したときには、振替日を作業を行う土・日曜日の前後１週間以内（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に確保した場合をいう。

(対象工事)

第３条 週休２日工事は、新見市が発注する原則全ての工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象としない。

- (１) 発注者指定型の工事
- (２) 災害時における応急工事等の緊急を要する工事
- (３) 営繕工事
- (４) その他週休２日の確保が困難であると判断される工事

２ 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に週休２日工事の対象工事である旨を明記する。

３ 発注者は、週休２日対象外の工事についても、特記仕様書に対象外である旨を明記する。

(実施方法)

第４条 週休２日工事の発注方式は、契約の締結後、受注者の希望により週休２日工事を実施する受注者希望型とする。

２ 受注者は、契約の締結後、工事着手前に、週休２日工事の実施希望の有無を発注者に報告するものとする。

- 3 受注者は、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。なお、振替日は、作業を行う土・日曜日の前後2週間以内（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除き、月単位の週休2日の達成の場合にあっては前後1週間以内。）に設定するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、週休2日工事の実施に当たっては、別に定める特記仕様書により行うものとする。

（設計変更）

第5条 発注者は、受注者が前条第2項の規定により週休2日工事の実施を報告し、かつ、対象期間において通期の週休2日の達成をした場合は、精算時に通期の週休2日の達成をした場合の補正係数に設計変更する。なお、月単位の週休2日の達成をした場合は、精算時に前項の補正係数を月単位の週休2日の達成をした場合の補正係数に変更するものとする。ただし、農林部局の発注する工事については、通期の週休2日の達成をした場合は変更とするが、月単位の週休2日を達成しても月単位の週休2日を達成した場合の補正係数に変更は行わないものとする。

- 2 前項の補正係数は別に定める。

（工事成績評定）

第6条 発注者は、受注者が第4条第2項の規定により週休2日工事の実施を報告し、かつ、対象期間において通期の週休2日の達成をした場合は、工事成績評定の工程管理の項目で評価する。なお、通期の週休2日の達成をすることができなかった場合においても減点は行わない。

（履行証明書）

第7条 発注者は、受注者が第4条第2項の規定により週休2日工事の実施を報告し、かつ、対象期間において通期の週休2日の達成が確認できた上で、しゅん功検査に合格した受注者に対して、受注者から請求があった場合、別に定める週休2日工事履行証明書を発行する。

（その他）

第8条 この告示に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年12月1日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積徴取を行う工事から適用する。

附 則

この告示は、令和7年5月20日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積徴取を行う工事から適用する。